

いろは親水公園整備・管理運営事業に関する質問の回答

No.	質問対象	質問内容	回答
1		現在、中州エリアに井戸設備が確認できませんが、こちらの井戸水の用途(雑用水等)はどのような指定をされておりますか。	井戸設備の井戸水については、循環設備の流水として使用しています。
2	公募設置等指針P.3 1-(5)	基本協定締結は8月となっており、第1回質問回答108では設計準備も含めて、事業着手は基本協定締結後となっておりますが、5月に設置等予定者等に選定されてから8月までの期間においては公募対象公園施設も特定公園施設も含めて実施設計等の協議や、建設業務の着手は行わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、協定締結に向けた事前協議は行う予定です。
3	公募設置等指針P.6 2-(1)-①-カ・キ	現在中州、左岸エリアに引き込み済の一次側の電気容量についてご教示ください。また、分電盤や電気埋設図等の図面もご教示ください。	左岸:15KVA ※主幹開閉器75A、中州:15KVA ※主幹開閉器75A 図面については都市計画課窓口にて閲覧いただけます。
4	公募設置等指針P.7 2-(1)-①-ス	公園内への自動販売機の設置は原則不可とありますが、本公募の建付では公募対象公園施設は中州ゾーンでしか設置できないため、公園利用者の利便性を考慮すると、左岸ゾーンのウォーターパーク近辺への設置も検討したいと思いますが、いかがでしょうか。	公共施設内への自動販売機の設置については、原則、市で入札を執行し設置することとなっておりますので、設置を希望する場合は市と協議してください。
5	公募設置等指針P.10 2-(2)	ご提示いただいている公募対象公園施設設置可能区域が不明瞭のため、詳細が分かる図面等をご教示いただけますか。	都市計画課窓口にて閲覧いただけます。
6	公募設置等指針P.13 2-(5)-③-カ	特定公園施設に対して、認定計画提出者による設置であることの表示方法について第1回質問回答119において施設ごとにプレートを想定しているとのことですが、想定されている具体的な取付方法、仕様等について教えてください。	プレートの取付方向については特に指定はありませんので、検討し提案してください。
7	公募設置等指針P.15 2-(7)-②	指定管理業務の範囲は“公園全体”とありますが、これはいろは親水公園全体ではなく、“公募対象区域”という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	公募設置等指針P.15 2-(7)-③	市が負担する指定管理料の上限額に、第1回質問回答8にて水光熱費を含むとありますが、現在当公園での水光熱費の実績(中州、左岸、右岸のすべて)を教えてください。また、村山快哉堂の水光熱費用の支払いに関しても指定管理者の業務範囲という認識でよろしいでしょうか。	光熱水費についての支払いはお見込みの通りです。 今年度の光熱水費の実績については、電気料約71万円程度、水道料約21万円程度、下水道使用料約18万円程度です。
9	公募設置等指針P.22 公募設置等計画関係書類一覧	固定資産税、法人市町村税の提出を求められておりますが、対象は本社の所在地である自治体のみでよろしいでしょうか。全国に営業所がある場合や土地等を所有している場合は、すべてを揃えることが限定的に難しいです。また、必要とされる場合は提出期限についてもご配慮いただけますようお願い致します。	納税証明書等は本社の分で結構です。
10	公募設置等指針P.31 5-(1)	現在施工中の河川部分の工事を含め本事業と並行して公園整備に係る工事を行うこととなっており、第1回質問回答101にて構想段階のイメージパースを公開していただきましたが、各工事の施工の想定時期についても教えてください。	全て令和2年度で完了する予定です。 なお、流れ橋については、原則として臨時的な設置となります。
11	公園管理業務仕様書P.5 2-3-②	中洲の流れのポンプの維持管理費用および仕様書についてご教示ください。	循環設備維持管理費用については、約130万円程度です。 仕様書については別添資料を参照してください。
12	基本協定書(案) 第18条	特定公園施設について、第18条では、「乙の負担により整備、甲に対して無償で譲渡」とあります。ここでの無償譲渡とは、公募設置等指針P4(6)⑤に記載の通り、認定計画提出者の負担において設計・整備を実施した後、完了検査等を経て、貴市が特定公園施設の取得とともに費用をいただけるという理解でよろしいでしょうか。また、この場合、中間前払い金等は想定されていないという認識でよろしいでしょうか。	特定公園施設の譲渡についてはお見込みの通りです。 中間前払い金等については、基本協定締結時の協議とします。 (国・県等補助金の財源活用に伴い、市側から中間払いの協議をお願いする場合があります。)